

コメントしたい点は多数ありますが、紙幅の関係で主要な点のみ書きます。

1. 報告書案は自治体に対する「ただ乗り・押しつけ」をさらに推進するもので、「自治体を手助けする」方向の提言をすべきである。

具体的には、「地方消費者行政経費（とりわけ人件費）を国が恒久的に財政措置する」こと、その担保として「地方財政法10条に消費者行政経費を追加する」ことを明記すべきである。

① 報告書案は国の支援はゼロ回答 最も必要な「恒久的な人件費、事業費」の財政措置は影も形もない。「P I O-N E T」「広域連携の施設整備」「研修」は消費者庁の「検討」に丸投げ、「任期付短時間勤務職員の要件緩和」も総務省の「検討」に丸投げ。消費者委員会が強い提言を行わなければ、今後、消費者庁が具体的施策を実施する際の省庁折衝を後押しできない。

② 新たな「ただ乗り・押しつけ」「自治体統制」を羅列 消費者庁発足後、自治事務のはずなのに指示・要請に振り回されている。報告書案はさらに、財政措置の裏付けもせずに、広域連携を「ひな型」で告示、よろず相談窓口の設置の指示、都道府県の法執行の強化、相談員の処遇・研修に関する指針策定など、国からの要求を羅列。財政措置のない介入は廃止してほしい。

③ 消費者庁に協力しつつ、国の恒久的な財政措置を待っている自治体への背信である

消費者庁は、自治体の相談窓口からの情報に依存するため、自治体に対する財政支援とセットで出発した。平成20年6月27日閣議決定の「消費者行政推進基本計画」は以下、述べている。

しかしながら、地方の消費者行政部門の状況を見ると、予算は大幅に削減され、総じて弱体化している。地方の消費者行政をこの1、2年の間に、飛躍的に充実させるためには、特に当面、思い切った取組をしっかりと行っていく必要がある。

地域ごとの消費者行政は、自治事務であり、地方自治体自らが消費者行政部門に予算、人員の重点配分をする努力が不可欠である。同時に、消費生活センターを一元的な消費者相談窓口と位置付け、緊急時の対応や広域的な問題への対処等のために全国ネットワークを構築することは、国の要請に基づくものであり、法律にも位置付けを行うことを踏まえ、国は相当の財源確保に努める。

自治体の消費者部門の予算が半減し、事務職員が6割に減少した中で、消費者安全法の消費者事故の報告義務を課す一方で、財政支援の方法論を消費者委員会が検討することとなった。

当調査会第7回（10月22日）の「地方消費者行政における経費負担について」の審議からも、消費者行政の内訳を精査したうえで、地方財政法10条に追加することは不可能ではない。

報告書案は、自治体に対する財政措置から目をそむけ、「金は出さずに口だけ出す」案。自治体にすでに義務を課したのに、自治体への財政措置を行わないのは信義に反している。

2. 相談ネットワークは市町村の責任ではなく、国や都道府県も責任を持つことを前提とすべき

① 「住民に身近な」という曖昧な語句により、国や都道府県の責任が隠される

「住民に身近な窓口」というマジックワードにより市町村責任が前提とされている。消費者相談業務の主要部分は、越境紛争の解決、全国的に流通する商品・サービスの品質改善、消費者庁への情報一元化など、国が責任を持つべき部分を肩代わりしていることを直視すべき。

「市町村に相談窓口設置責任」→「小規模市町村は単独で窓口を設置できないから広域連携・広域連合させる」という論理構成は、前提を誤り、国の責任を隠蔽し、ボタンを掛け違う。

② 広域連合に走るよりも、都道府県への財政措置によるサブセンターの復活が必要

消費者行政は都道府県から始まり、都道府県の財政窮迫により市町村への事務移譲が行われてきた。都道府県への財政措置を行い、消費者行政予算を回復させることができれば、都道府

県がサブセンターを復活させて小規模市町村の区域をカバーすることができる。この選択肢は、奇策「広域連合」に頼らず、ノーマルな形で広域的な連携の機能を果たすことができる。

- ③ 小規模市町村に能力を超える高度な業務を押しつけない方が、地方自治の原則にかなう。片山善博前座長の近著を、以下引用する（『日本を診る』104～108頁、岩波書店、2010）。

「地方分権の名の下に進む地方自治の形骸化」

猛威をふるった平成の大合併が一段落した今日、寄らば大樹の陰ではなく、厳しいながらも自立の道を選択した自治体は数多くある。ところが、政府にはそうした小規模で健気な自治体が気に食わないようだ。というのも最近、総務省が作成した資料を見ると、小規模な自治体を厄介者扱いするような態度が見て取れるのである。ちなみに総務省では人口1万人未満の自治体を「小規模自治体」と呼んでいる。

（中略）

作られた能力不足

小規模市町村において、たとえば障害者福祉の分野における専門職員が不足していることは事実である。それが故に、小規模市町村はまるで「欠陥自治体」であるかの如く扱われようとしている。

たしかに、障害者福祉の行政を担当している以上、専門職員が配置されていることが望ましい。ただ、小規模市町村であれば、たとえば知的障害や精神障害を持つ住民の数は、一般にはさほど多くない。そこにそれぞれの分野の専門職員を配置することは事実上困難だし、専門的知見を有する人材に限りがある以上、必ずしも適正配置だとも言えまい。

そこで、これらの行政分野は従来市町村ではなく都道府県が担当してきたのであるが、昨今の地方分権の掛け声の下で、順次市町村の仕事として「権限移譲」されてきた。障害者福祉に限らず、介護保険や最近大騒動になった後期高齢者医療制度など、住民にとって大変重要であるが極めて困難な業務が市町村に委ねられた。そのたびに市町村が置かなければならない専門職員の種類と数が増えるものだから、それを満たすことのない市町村の「欠陥度」は気がついたらいやがうえにも増している。

こうした状態を本当に地方自治と呼べるのか。本来地方自治とは、自分たちでできることを自主的に処理する仕組みである。ところが、国が個々の市町村の意思や力量を顧みず、一方的にすべての市町村に新しい仕事を義務として課すとしたら、それはもはや地方自治ではない。挙句の果てに、小規模市町村は力量がないから合併すべしなどとしてきた国の姿勢は如何にも傲慢である。

地方自治法によれば、市町村の能力を超えた事務は都道府県が担うのを原則とする。どうしてこの機能を都道府県に求めないのか。ひょっとすると道州制導入の機運を高めるため、今のうちに都道府県の機能を低下させておこうとする底意でもあるのか。だとするとまさしく本末転倒である。

現行の自治制度の中には、どう見ても小規模な市町村が担うのにはふさわしくない、あるいは無理だと思われる仕組みが散見される。国民健康保険などはその典型である。少ない人口の単位で健康保険業務を扱うにはそもそも無理がある。その無理から生じた国民健康保険の財政難を緩和するため強引に導入した後期高齢者医療制度にも、無理が伴わないはずがない。いずれも都道府県が担ってしかるべき分野である。

地方分権とは、市町村にやたらと事務を押しつけることではなく、市町村、都道府県のいずれがその事務を担うのが住民にとって最もふさわしいかを見極める作業でもある。この際市町村にとって不要な事務は国に返上し、困難な事務は都道府県に「逆移譲」すればよい。市町村から不要な事務と身の丈を超えた業務を取り除き、市町村が本来の力を発揮できる環境を取り戻すことが急務である。

（初出「世界」2009年5月号）

3. 広域連携を推進するため「ひな型を示す」とする点について、報告書案に反対である

① 「消防力の整備指針を参考にする」とあるが、消防力の整備指針は、消防組織法4条2項14号を根拠に、消防庁が消防審議会の答申に基づき、業務水準（消防の人員、設備など）の基準を定め、告示したもの。消防の組織運営等は告示ではなく法律自体に規定される。

一方、報告書案「別紙2」の「ひな型」は、特に法律の根拠なく、消費者庁が、自治体の組織運営や財政運営に関して（よろず相談窓口設置、分担金の負担、都道府県の参加要求、広域連合の職員執務場所、職員の兼任、地方交付税の拠出義務など）定めて告示するという。消防力の整備指針とは全く逆のものが提案されている。

国が、自治体の組織・財政に関する事項を「ひな型」で告示することは地方自治への介入であるため行ってはならず、「ひな型」ではなく、「消防力の整備指針」と同様な、必要な業務水準を示した、たとえば「消費者行政力の水準」を告示すべきである。

② 「消防力の整備指針」は自治体委員も入った消防審議会における審議、答申を受けて告示されている。報告書案の「ひな型」の策定は消費者庁に白紙委任してはならず、策定の過程では、自治体代表が入った会議において協議を行い合意を得る手続きを踏むべきである。

4. 相談員の待遇改善について「処遇・研修に係る具体的指針を示す」程度では実効性がない

自治体は財源不足を乗り越えるため、地方公務員法の「人事委員会勧告」制度すら無視して、職員給与を引き下げているのが大半である（別紙の2009年4月3日付朝日新聞記事参照。47都道府県中31道府県が職員給与を削減している。2009年2月調べ）。報告書案の「処遇の指針を示す」程度では、財源が不足する現状が変わらない限り、相談員の報酬をアップするのは現実的に困難。

相談員の人件費を財政措置する以外には方法はないと考えられ、具体的な方法について知恵を絞るべきである。

5. 広域連携について、都道府県がバックアップする必要があるが、近隣自治体の創意工夫を尊重する。国は財政措置を取る以外は、「広域連合」のような特定のモデルに誘導する必要はない。以下、報告書案の「広域連携」「広域連合」の考え方に対する問題点及び質問事項を述べる。

- ① 4頁の広域連携の②の「一部地域の市町村が広域的に連携すると同時に、県の振興局・振興事務所等の出先機関がその専門的知見を活かして参加する等の場合」の類型は、現在、すべての地域で、濃淡はあるが連携されている。新規に「広域連携」する地域は存在しないと考えられる。
- ② 広域連携は「自主的な判断に基づき行われる必要」と言いながら、「ひな型を示す」、ひな型には組織・財政事項を規定し、「連携に係る規約等」の締結、「ひな型に沿う自治体には一定程度の財政負担を検討」などの枠組みは、自治体の組織運営に対する介入・統制と考えられる。
- ③ 東北大学の広域連合案は、消費者安全法10条を改正して都道府県のセンター設置義務を削除し市町村にセンター設置義務を課すというものだったが、報告書案は、消費者安全法10条は現行（都道府県に設置義務、市町村は努力義務）のままだとする。すると、市町村は法律上のセンター設置義務がないのに告示で窓口設置を求められることとなり、やはり地方自治への介入となる。
- ④ 東北大学の広域連合案の財源は、地方税と地方交付税のみである。報告書案の広域連合案の財源も同じく、地方税と地方交付税のみである。報告書案は「ひな型」に沿った広域連合に施設整備費の一定の負担を「検討」するのみで、実際に補助金が出るかどうかは不明である。
- ⑤ 広域連合は新しい別の自治体なので、運営のため、議員、議会運営、秘書、庶務、人事、予算、会計、福利厚生、社会保険、監査など、多数の間接業務が発生する。広域連合の職員がこれら間接業務に人手を取られて、消費者行政の専任職員がさらに薄くなると予想される。
- ⑥ 広域連合は新しい別の自治体なので、広域連合の職員・相談員が都道府県・市町村の建物の中で事務を行うことはできなくなる。民間ビルに賃借料を支払って設置するよろず相談窓口は相談

員が一人。都道府県との連携や、市役所・町村役場内の各課との連携に支障を来すと予想される。

- ⑦ 広域連合は新しい別の自治体なので、広域連合の職員・相談員が都道府県庁・市役所・町村役場内の各課と連携をして問題解決をする場合に、個人情報の提供禁止ルールに阻まれることが予想される。（例）市役所の税務課・住宅課・福祉課などと広域連合との間で、地方税の納付・市営住宅の家賃・福祉施策の受給などに関する情報交換が阻まれる。

報告書案は、垂直統合の効果（小規模な市町村のよろず相談窓口と他の自治体の消費生活センター間の壁を取り払う）を強調しているが、現在行われている水平連携（都道府県・市町村の内部での他部局との連携）を阻害する逆効果がきつい。

- ⑧ 東北大学の広域連合案は、都道府県・市町村の全員加入制である。報告書案の広域連合案は任意加入制である（第9回調査会における事務局への確認）。

任意加入制の問題点を、以下5項目述べる。

- (1) 都道府県内に「広域連合に加入する市町村」と「広域連合に加入しない市町村」の2種類が生じる。大きな自治体、すなわち消費者行政に従来から実績がある自治体ほど広域連合に加入する必要性はないので加入しないと予想され、結局、小規模な市町村が飛び地的に加入することとなり、全く非効率である。
- (2) 現在、人員の余裕がなくて消費者行政の専任職員を置くことができない市町村は、広域連合に加入しても出向させる職員はいないと予想される。広域連合の職員はどこから来るのか？
- (3) 小規模な市町村に設置した広域連合のよろず相談窓口の職員・相談員の執務を管理監督するのは誰か？ 相談員1人体制で放任なのか？ 監督職と相談員の2人体制を要するのか？ 後者の場合は監督職はどこから来てもらうのか？
- (4) 都道府県は、広域連合が設立された段階で都道府県のサブセンターまたは地域振興局の相談窓口を廃止すると予想される。そうすると、広域連合に加入した小規模な市町村は通信端末を用いて助言を求める先がない。小規模な市町村同士か、国民生活センターか？
- (5) 都道府県が広域連合に法執行権限を移譲したとしても、広域連合に加入しない市町村の区域については、引き続き都道府県が法執行を行うこととなる。結局、法執行の業務量が2倍になり、職員が2倍必要になると予想される。

一方、全員加入制の東北大学の広域連合案は、都道府県庁の消費生活部局はそっくり広域連合の総務課に移転するとする。この場合、都道府県庁の消費生活部局が担っている行政内部の調整機能（地方消費者行政推進本部等）は広域連合に移った後では存続しなくなる。

- ⑨ 都道府県が広域連合に移譲するという法執行の権限はどの範囲か？

景品表示法、特定商取引法、割賦販売法、消費生活用製品安全法、電気用品安全法、家庭用品品質表示法、計量法、JAS法、健康増進法、食品衛生法、その他

- ⑩ 自治体の非常勤相談員は広域連合の相談員に新規採用されるが、今の時代、報酬や勤務条件は加入自治体のうち一番低い水準に揃えることになるのは明らか。相談員の待遇はさらに悪化する。
- ⑪ 広域連合議会の議員は、加入した自治体の議員の中から互選で選ばれることになる。住民自治の観点からは、間接民主主義のさらに間接民主主義となる。

議会審議においては、広域連合議会では連合長は「自治体からいただく分担金の枠内ではこれだけしかできない」と答弁し、自治体議会では市長は「分担金を出しているのでは広域連合が工夫すべき問題である」と答弁すると予想される（住民自治の後退と行政責任の不明確化）。

- ⑫ 国が、広域連合の「ひな型」などを示すと、自治体の中枢部は「国は消費者行政の外部化を推奨」と受け取り、財政課等による更なる削減の口実にされることが予想される。さらに「外部化で最も安上がりなのは民間委託だ」とされ消費者行政の民間委託が進行すると予想される。「消費者行政を外に出す」とする広域連合案は、有害無益である。